6 義務等

㈠ 公認心理師は、公認心理師の信用を傷つけるような行為をしてはならないこととした。（第四〇条関係）

㈡ 公認心理師は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならないとともに、公認心理師でなくなった後においても、同様であることとした。（第四一条関係）

㈢ 公認心理師は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に対し、保健医療、福祉、教育等が密接な連携の下で総合的かつ適切に提供されるよう、これらを提供する者その他の関係者等との連携を保つとともに、心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治の医師があるときは、その指示を受けなければならないこととした。（第四二条関係）

㈣ 公認心理師は、業務の内容の変化に適応するため、2の㈠から㈣までに掲げる行為に関する知識及び技能の向上に努めなければならないこととした。（第四三条関係）

㈤ 公認心理師でない者は、公認心理師という名称を使用してはならないものとするとともに、その名称中に心理師という文字を用いてはならないこととした。（第四四条関係）

7 罰則

罰則に関し、所要の規定を設けることとした。（第四六条～第五〇条関係）

8 経過措置

試験の受験資格の経過的特例を設ける等所要の規定を整備することとした。（附則第二条～附則第一一条関係）

9 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、指定試験機関等に係る一部の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律（法律第六九号）（厚生労働省）

1 目的

この法律は、近年、雇用形態が多様化する中で、雇用形態により労働者の待遇や雇用の安定性について格差が存在し、それが社会における格差の固定化につながることが懸念されていることに鑑み、それらの状況を是正するため、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、労働者の雇用形態による職務及び待遇の相違の実態、雇用形態の転換の状況等に関する調査研究等について定めることにより、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策を重点的に推進し、もって労働者がその雇用形態にかかわらず充実した職業生活を営むことができる社会の実現に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2 基本理念

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならないこととした。

㈠ 労働者がその雇用形態にかかわらずその従事する職務に応じた待遇を受けることができるようにすること。（第二条第一号関係）

㈡ 通常の労働者以外の労働者が通常の労働者となることを含め、労働者がその意欲及び能力に応じて自らの希望する雇用形態により就労する機会が与えられるようにすること。（第二条第二号関係）

㈢ 労働者が主体的に職業生活設計を行い、自らの選択に応じ充実した職業生活を営むことができるようにすること。（第二条第三号関係）

3 国の責務等

㈠ 国は、2の基本理念にのっとり、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。（第三条第一項関係）

㈡ 事業主は、国が実施する労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策に協力するよう努めることとした。（第三条第二項関係）

㈢ 労働者は、職業生活設計を行うことの重要性について理解を深めるとともに、主体的にこれを行うよう努めることとした。（第三条第三項関係）

4 法制上の措置等

政府は、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策を実施するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずることとした。（第四条関係）

5 調査研究

㈠ 国は、次に掲げる事項について調査研究を行うこととした。

(1) 労働者の雇用形態の実態（第五条第一項第一号関係）

(2) 労働者の雇用形態による職務の相違及び賃金、教育訓練、福利厚生その他の待遇の相違の実態（第五条第一項第二号関係）

(3) 労働者の雇用形態の転換の状況（第五条第一項第三号関係）

(4) 職場における雇用形態による職務の分担及び管理的地位への登用の状況（第五条第一項第四号関係）

㈡ 国は、㈠(3)の事項について調査研究を行うに当たっては、通常の労働者以外の労働者が通常の労働者への転換を希望する場合における処遇その他の取扱いの実態、当該転換を妨げている要因等について重点的にこれを行うこととした。（第五条第二項関係）

6 職務に応じた待遇の確保

㈠ 国は、雇用形態の異なる労働者についてもその待遇の相違が不合理なものとならないようにするため、事業主が行う通常の労働者及び通常の労働者以外の労働者の待遇に係る制度の共通化の推進その他の必要な施策を講ずることとした。（第六条第一項関係）

㈡ 政府は、派遣労働者の置かれている状況に鑑み、派遣労働者について、派遣元事業主及び派遣先に対し、派遣労働者の賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇についての規制等の措置を講ずることにより、派遣先に雇用される労働者との間においてその業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度その他の事情に応じた均等な待遇及び均衡のとれた待遇の実現を図るものとし、この法律の施行後、三年以内に法制上の措置を含む必要な措置を講ずるとともに、当該措置の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることとした。（第六条第二項関係）

7 雇用環境の整備

㈠ 国は、労働者がその意欲及び能力に応じて自らの希望する雇用形態により就労することが不当に妨げられることのないよう、労働者の就業形態の設定、採用及び管理的地位への登用等の雇用管理の方法の多様化の推進その他雇用環境の整備のために必要な施策を講ずることとした。（第七条第一項関係）

㈡ 国は、㈠の施策を講ずるに当たっては、雇用形態により労働者の待遇や雇用の安定性について格差が存在する現状を踏まえ、通常の労働者以外の労働者の雇用管理の改善及び通常の労働者以外の労働者から通常の労働者への転換が促進されるよう、必要な配慮を行うこととした。（第七条第二項関係）

8 教育の推進

国は、国民が職業生活設計の重要性について理解を深めるとともに、労働者が主体的に職業生活設計を行い、自らの選択に応じ充実した職業生活を営むことができるよう、職業生活設計についての教育の推進その他必要な施策を講ずることとした。（第八条関係）

9 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇電波法施行令の一部を改正する政令（政令第三二五号）（総務省）

1 特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の免許人等に加算される電波利用料について、加算される期間を定めることとした。（第一二条第一項関係）

2 特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の免許人等に加算される電波利用料について、加算される金額を定めることとした。（第一二条第二項関係）

3 この政令は、平成二七年一二月一日から施行することとした。

◇政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第三二六号）（厚生労働省）

1 国民年金の後納保険料の額、納付手続等を定めることとした。（第五条～第七条関係）

2 この政令は、平成二七年一〇月一日から施行することとした。